

小中学校の教科書は どのように無償(タダ)になった?

人権講座③

いよいよ、新学期が始まります。学校では、新しい教科書が配られますね。

50年間同じことが繰り返されると、人は、それが当たり前のことと感じるでしょう。

小中学校の教科書が無償(タダ)であることは、今では当たり前のことです。でも、最初から無償だったわけではありません。

そこには、こんな歴史があったのです・・・。

絵：小学生向け教材「教科書のお話」(小都市教育委員会)



昭和36(1961)年、高知県。
被差別部落の親たちは勉強会で、中学校的教科書を読んでみた。

そこに、日本国憲法が載っていた。その第26条「すべて国民は、…ひとしく教育を受ける権利を有する。(中略)義務教育は、これを無償とする」と。



部落差別の結果として学校に行けなかった親たちは、教育の大切さを強く感じていた。憲法の精神を実現させるため、「教科書をタダにする会」を作り、何度も交渉した。

この運動を知った教職員をはじめ、多くの人々の支持もあり、国会でも取り上げられた。そして、昭和39(1964)年に小学校1年生の教科書がタダになり、順次無償化が拡がっていく。

**そして、昭和44(1969)年
日本中の全ての小中学校で教科書は無償となったのです。**



人権意識が高まった今からでは想像もできないほどのエネルギーが、時代を動かしたのです。
「せめてわが子には、十分な教育を受けさせたい!」と。
そして、その思いと熱意は、「すべての子どもたちの教育条件整備」の動きへつながります。

●問合せ先 人権・同和教育課 ☎72-2111内線532